

## 平成29年度防火管理(甲種新規・乙種)講習の案内について

### 1 講習日時・会場

#### 甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習との共通課程講習

講習月日		会場	定員
(第1回)	6月24日(土)、25日(日)	あわら市花乃杜5丁目2番3号 嶺北あわら消防署	100名
(第2回)	10月17日(火)、18日(水)		80名

※乙種防火管理講習は、第1日目のみの講習となります

### 2 講習科目

1 日 目	2 日 目
甲種新規講習・乙種講習 共通課程	甲種新規講習 課程
防火管理の意義及び制度	火気管理(2)
火気管理(1)	施設及び設備の維持管理(2)
施設及び設備の維持管理(1)	防火管理に係る訓練及び教育(実技)
防火管理に係る消防計画 (防火管理に係る訓練及び教育:座学)	効果測定
質疑応答 (乙種講習受講者に修了証交付等)	質疑応答 (甲種新規講習受講者に修了証交付等)

※受付時間 1日目 8時30分～9時00分〔甲種新規講習・乙種講習〕

2日目 9時00分～9時30分〔甲種新規講習〕

※受講時間 1日目 9時10分～16時40分〔甲種新規講習・乙種講習〕

2日目 9時40分～16時10分〔甲種新規講習〕

### 3 受講申し込み方法

(1) 受講希望の方は、管轄消防署(嶺北消防署・嶺北あわら消防署・嶺北丸岡消防署・嶺北三国消防署)の予防指導課の窓口で、受講申込状況を確認のうえ所定の防火管理講習受講申込書及び防火管理講習受講票(以下、「申込書及び受講票」という。)により申し込み手続きを行って下さい。

(2) 申し込みに必要な書類等

受講申込書を、嶺北消防組合管轄区域内の各消防署で配布します。また、嶺北消防組合ホームページ([各種講習会等](#))からダウンロードができます。

### (3) 申し込み期間

- ・ 第1回目 5月24日(水)から 6月7日(水)まで
- ・ 第2回目 9月20日(水)から 10月4日(水)まで

※上記期間中の平日、8時30分から17時15分とし、定員に達した場合は期間内でも締め切りとします。

### 4 テキスト料

- ・ 甲種新規講習、乙種講習 4,050円

※講習では、防火管理講習テキスト(東京法令出版)を使用します。

### 5 修了証の交付

(1)各講習とも所定科目を受講された方のみに修了証が交付され、甲種新規又は乙種防火管理者の資格が付与されます。なお、欠講科目(1科目5分以上の遅刻又は講習の途中で退席したとき等)のある方には、資格は付与されませんのでご注意ください。

(2)修了証は、A4用紙版を交付いたします。

### 6 その他

(1)講習当日は、受講票及び筆記用具を必ずご持参下さい。

(2)昼食は、各自でご準備下さい。

(3)当講習についてお尋ねになりたい場合は、下表の管轄消防署予防指導課までお問い合わせ下さい。

申込書郵送先	郵便番号	住 所	電話番号
嶺北消防署	〒919-0413	坂井市春江町随応寺17号10番地	51-0911
嶺北あわら消防署	〒919-0633	あわら市花乃杜5丁目2番3号	73-0119
嶺北丸岡消防署	〒910-0254	坂井市丸岡町一本田5字36番	66-0119
嶺北三国消防署	〒913-0042	坂井市三国町中央1丁目1番36号	82-6119

# 平成29年度 防火管理講習案内

嶺北消防組合 消防本部

## 〔甲種新規・乙種〕

消防法施行令第3条第1項の規定に基づく防火管理講習を下記のとおり実施します。

### 記

#### 1 講習種別

甲種防火管理新規講習（以下「甲種新規講習」という。）と乙種防火管理講習（以下「乙種講習」という。）の共通課程講習

#### 2 受講対象者

防火管理義務対象物の防火管理者として選任される予定のある方。

##### （1）防火対象物と防火管理者の資格区分

用途	特定防火対象物		非特定 防火対象物	特定防火対象物 (避難困難者が入所 する施設がある 建物を除く)	非特定 防火対象物
	避難困難者が 入所する施設 がある建物	左記以外			
建物全体の延べ面積	すべて	300㎡以上	500㎡以上	300㎡未満	500㎡未満
建物全体の収容人員	10人以上	30人以上	50人以上	30人以上	50人以上
資格区分	甲種防火管理者			甲種又は乙種防火管理者	
区分	甲種防火対象物			乙種防火対象物	

##### （2）テナントの防火管理者の資格区分

区分	甲種防火対象物のテナント						乙種防火 対象物の テナント
テナントの 用途	特定用途		非特定 用途	特定用途		非特定 用途	全て
	避難困難者 入所施設	左記以外		避難困難者 入所施設	左記以外		
テナントの 収容人員	10人以上	30人以上	50人以上	10人未満	30人未満	50人未満	全て
	甲種防火管理者			甲種又は乙種防火管理者			

### 3 講習日時・会場

甲種新規講習及び乙種講習との共通課程講習

講習月日	会場	申し込みの受付期間	定員
(第1回) 6月24日(土) 25日(日)	あわら市花乃杜5丁目2番3号  嶺北あわら消防署	5月24日(水) ～ 6月7日(水)	100名
(第2回) 10月17日(火) 18日(水)		9月20日(水) ～ 10月4日(水)	80名

◎乙種講習は、第1日目のみの講習で修了となります。

### 4 講習科目

1日目	2日目
甲種新規講習・乙種講習 共通課程	甲種新規講習 課程
防火管理の意義及び制度	火気管理(2)
火気管理(1)	施設及び設備の維持管理(2)
施設及び設備の維持管理(1)	防火管理に係る訓練及び教育(実技)
防火管理に係る消防計画 (防火管理に係る訓練及び教育：座学)	効果測定
質疑応答(乙種講習受講者に修了証交付等)	質疑応答(甲種新規講習受講者に修了証交付等)

◎受付時間は、1日目 8時30分～9時00分です。[甲種新規講習・乙種講習]

2日目 9時00分～9時30分です。[甲種新規講習]

◎受講時間は、1日目 9時10分～16時40分です。[甲種新規講習・乙種講習]

2日目 9時40分～16時10分です。[甲種新規講習]

◎昼食時間は、1日目 12時30分～13時30分です。[甲種新規講習・乙種講習]

2日目 12時00分～13時00分です。[甲種新規講習]

### 5 受講申し込み方法

- (1) 受講希望の方は、管轄消防署(嶺北消防署・嶺北あわら消防署・嶺北丸岡消防署・嶺北三国消防署)の予防指導課の窓口で、受講申込状況を確認のうえ所定の防火管理講習受講申込書及び防火管理講習受講票(以下、「申込書及び受講票」という。)により申し込み手続きを行って下さい。

- (2) 申し込みに必要な書類等

受講申込書を、嶺北消防組合管轄区域内の各消防署で配布します。また、嶺北消防組合ホームページ(各種講習会等)からダウンロードができます。

【嶺北消防組合ホームページ】 <http://www.reihoku-fd.jp/>

なお、ホームページより申請書をダウンロードして当該申請をする場合は、下記9その他の下表（以下「下表」という。）に記載の消防署（予防指導課）で、事前に受講申込状況の確認を行って下さい。

(3) 申し込みの受付期間

申し込みは、上記3講習日時・会場の申し込みの受付期間中の平日午前8時30分から午後5時15分までです。ただし、定員に達した場合は期間内でも締め切りとします。

(4) 申込書及び受講票を郵送される方は、82円切手を貼った返信用封筒に返信先の住所を記載し同封の上、申込書及び受講票とともに下表の管轄消防署予防指導課あて郵送して下さい。

受付完了後、受講票を返送しますので、受講当日必ず持参して下さい。

6 テキスト料及び使用テキスト

【テキスト料 4,050円】

講習会では、次のテキストを使用します。

- ・防火管理講習テキスト（東京法令出版）

テキスト料は、【振込依頼書】により最寄りの福井銀行本・支店から福井銀行春江西出張所（下記の指定口座、以下「指定口座」という。）へ振り込み、振込依頼書の《振込受付書》を受講申込書の裏面へ貼付して下さい。また、金融機関等のATMによる振込の場合も同様に、福井銀行春江西出張所（指定口座）へ振り込み、《ご利用明細票》を受講申込書の裏面へ貼付して下さい。（※振込手数料については受講者負担とし、別途必要となります。）

テキスト料は、現金での受領をいたしておりません。

テキスト料に係る領収書（東京法令出版）を、講習会当日の受付の際に配布いたします。

なお、申込手続き後、申込者の都合により当日受講されなくなった場合は、代金を返金することはできませんのでご注意下さい。

《指定口座》

銀行名	福井銀行 春江西出張所
口座名	嶺北防火指導研究会（レイホクボウカシドウケンキュウカイ）
口座番号	普通口座 1116733

## 7 修了証の交付

- (1) 各講習会とも所定科目を受講された方のみ修了証が交付され、甲種新規又は乙種防火管理者の資格が付与されます。なお、欠講科目（1科目5分以上の遅刻又は講習の途中で退席したとき等）のある方には、資格は付与されませんのでご注意ください。
- (2) 修了証は、A4用紙版を交付いたします。

## 8 講習科目の一部免除について

- (1) 消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている方及び自衛消防業務講習の課程を修了している方（消防法施行規則第4条の2の14に掲げる自衛消防業務新規講習及び自衛消防業務再講習の課程を修了している方のほかに、「消防法施行規則第4条の2の13第3号の規定に基づき、同条第1号及び第2号に掲げる者に準ずる者を定める件」（平成20年消防庁告示第14号）第1に定める追加講習の課程を修了している方を含む。）は、講習科目のうち、「防火管理の意義及び制度」（乙種講習受講者は60分、甲種新規講習受講者は120分）の科目について免除を受けることができます。ただし、甲種新規講習の効果測定における科目の免除は行いません。
- (2) 上記(1)の講習科目の一部免除を受けようとする方（以下「講習科目一部免除者」という。）は、受講申込書の講習科目一部免除申告欄の免除を受けようとする科目に印を記入し、上記(1)の講習を修了したことを証する書類の写しを添付して下さい。
- (3) 講習科目一部免除者の1日目の受付は、10時40分～11時10分（11時10分～11時20分 受講案内）、これ以外の時間割については、一般の受講者と同様とします。

## 9 その他

- (1) 申し込み後に講習を受講することができなくなった場合は、早めに受付をした消防署に連絡して下さい。
- (2) 講習当日は、受講票により受講者本人であることを確認させていただきます。
- (3) 講習当日は、受講票及び筆記用具を必ずご持参下さい。
- (4) 昼食は各自でご準備下さい。
- (5) 当講習会についてお尋ねになりたい場合は、下表の管轄消防署までお問い合わせ下さい。

所 属	連 絡 先	所 在 地
嶺北消防署予防指導課	0776-51-0911	坂井市春江町随応寺17号10番地
嶺北あわら消防署予防指導課	0776-73-0119	あわら市花乃杜5丁目2番3号
嶺北丸岡消防署予防指導課	0776-66-0119	坂井市丸岡町一本田5字36番
嶺北三国消防署予防指導課	0776-82-6119	坂井市三国町中央1丁目1番36号